

事務連絡
令和6年9月27日

県所管介護サービス事業者代表者様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
介護サービス指導課長
(公印省略)

訪問介護における同一建物減算（12%減算）の届出について

平素は、本県の高齢者福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
令和6年度介護報酬改定により新設された、同一建物減算における12%減算（同一敷地内建物等に居住する利用者への提供割合90%以上である場合）に該当する訪問介護事業所は、指定権者への届出が必要となります。同一建物減算を算定している事業所につきましては、下記の点にご留意の上、該当する場合は所管の振興局に届出を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 同一建物減算

減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く。）
②15%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
④12%減算 (新設)	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

2. 判定方法

(1) 計算方法

判定期間（前6月間）に指定訪問介護を提供した利用者の総数のうち、同一建物減算（上記①に該当するもの）の割合が90%以上である場合は12%減算の対象となります。
(訪問型サービス（総合事業）の利用者は含めません。)

(判定期間に) 同一建物減算の適用を受けている利用者数 ※ ÷ サービス提供した総数

※②15%減算と③10%減算に該当する利用者は含めません。

(2) 令和6年度の判定期間と減算適用期間

R6	判定期間	減算適用期間	届出期限
前期	4月1日から9月30日	11月1日から3月31日	10月15日
後期	10月1日から2月末日	4月1日から9月30日	3月14日

(3) 正当な理由の範囲の例示

計算した割合が90%以上に至ったことについて、正当な理由がある場合は、届出は不要となります。正当な理由に該当するかは下記を参考願います。

a：特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合
b：判定期間の一月当たりの延べ訪問回数が二百回以下であるなど事業所が小規模である場合
c：その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合
※abに該当する場合は届出は不要です。要件を満たすことがわかる根拠書類を準備し、県から求めがあった場合は提出をお願いします。cに該当する場合は、別紙10と根拠書類を併せて県に届出をお願いします。

3. 届出

(1) 届出期限（令和6年度）

- ・前期 令和6年10月15日（火）必着
- ・後期 令和7年3月14日（金）必着

(2) 届出書類

- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1-2）
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>（別紙2）
- ・訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙10）

掲載場所：きのくに介護deネット ⇒ 各種申請・届出 ⇒ 2. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出

(3) 届出先

- ・各振興局健康福祉部総務福祉課
- ・串本支所地域福祉課

4. その他

(1) 書類の保管について

90%以上でない場合は届出は不要です。その場合も別紙10を作成し、事業所にて2年間保存してください。（運営指導の際に提示を求める場合があります。）

なお、県から提示を求められた場合は速やかに提出をお願いします。

(2) 令和7年度以降の判定期間と減算適用期間について

	判定期間	減算適用期間	届出期限
前期	3月1日から8月31日	10月1日から3月31日	9月15日
後期	9月1日から2月末日	4月1日から9月30日	3月15日

※届出期限について、15日が休日の場合は前開庁日までに提出をお願いします。